

■報告第4号 専決処分の報告について(売買契約の一部を変更する契約の締結について)

【要旨】

令和2年1月27日に議決を経た令和元年度小鳩保育所移転整備事業（木材購入）売買契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第3項の規定に基づき、去る7月1日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【請負契約締結内容】

契 約 件 名	令和元年度小鳩保育所移転整備事業（木材購入）
納 入 場 所	四万十町 十和川口 地内
契 約 金 額	〔変更前〕 31,571,912 円（2,870,173 円） 〔変更後〕 32,668,900 円（2,969,900 円） 〔増減額〕 1,096,988 円（99,727 円） （ ）内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
契約の相手方	住所 四万十町大正 461 番地 氏名 しまんと大正製材協同組合 代表理事 竹内 常喜

【変更内訳】

変 更 理 由	当初契約の締結後、当該施設を災害時の2次避難所とする町の方針を決定したことに伴い、より強度のある桧材の比率を高めて建物を堅牢化する必要が生じたため。
構造材の種類 及び材積	〔変更前〕 桧 61.33 m ³ 杉 94.31 m ³ 赤松 4.67 m ³
	〔変更後〕 桧 155.64 m ³ 杉 0.00 m ³ 赤松 4.67 m ³

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分） 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。 1・2 （略） 3 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の10分の1を超えず、かつ、500万円以下である変更契約を締結すること。 4～6 （略）
--